

平成27年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成27年7月27日（月）

午後3時30分～午後5時30分

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

1 開会

○進行

皆様、本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成27年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

はじめに、当委員会の委員の交替がございましたのでお知らせいたします。当委員会の会長であった東北大学会計大学院教授の成田由加里委員におかれましては、平成27年4月30日付けで辞任され、新たに東北大学大学院経済学研究科准教授の西出優子委員が就任されました。

また、副会長であった東北労働金庫新塩釜支店長の北尚登委員におかれましては、平成27年7月14日付けで辞任され、株式会社日本政策金融公庫仙台支店国民生活事業東北広域営業推進室長の鎌田彰委員が就任されました。

2 委嘱状交付

○進行

新たに就任されましたお二人の委員に、宮城県環境生活部山本次長から、委嘱状を交付させていただきます。次に、本日の会議の定足数でございますが、12名の委員のうち所用によりご欠席の連絡をいただきました伊藤委員、齋藤委員、甲山委員を除き過半数を超える委員のご出席をいただいておりますことを御報告申し上げます。

本委員会は公開することとされており、本日は1名の方が傍聴されております。会議の傍聴に当たりましては、受付時にお渡ししました、傍聴要領をお守りいただきますようお願いいたします。

次に本日の会議の議事録についてですが、後日委員の皆様方に内容を確認いただき、内容を公開することとしておりますので、よろしく願いいたします。

3 あいさつ

環境生活部次長を拝命しております山本でございます。今日はお暑いところをお集まりいただきましてありがとうございます。

このたび、新たに就任された西出委員様、鎌田委員様におかれましては、快

くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。

また、委員の皆様には、日頃から本県のNPO活動の促進につきまして、多大な御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。さて、東日本大震災から4年4ヵ月が経過したところでございますが、本県では、平成26年度から平成29年度の4年間を「再生期」と位置付け、震災からの復旧・復興を最優先課題として取り組んでおります。

再生期にあたります現在におきましては、国の施策や社会経済情勢の変化に対応しながら、インフラ整備などを充実させ「復旧」とどまらない抜本的な再構築ということで、村井知事がたびたび申し上げますが、「創造的な復興」に向けて取り組んでいるところでございます。NPOにつきましては、震災発生直後から現在に至るまで、機動性や専門性といった特徴を活かしていただきまして、物資の提供や仮設住宅の見守りなど、様々な復興支援や被災者支援に、重要な役割を果たしていただきました。

また、今後、コミュニティの再構築など復興の本格化・加速化に伴う新たな課題に対応していくためにも、その活動にはこれまで以上に大きな期待が寄せられているところでございます。そのNPOの活動促進の方向性などを取りまとめとめました宮城県民間非営利活動促進基本計画につきましては、条例に基づきまして、平成12年10月に策定されまして、5年ごとに改訂となっております。

今年度は、その見直しの時期となっております。本日は、その第1回目の委員会です。現行計画の実施状況や次期計画に盛り込む視点などについて、ご協議いただくこととしております。ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本委員会につきましては、基本計画の見直しについて、協議していただくため、今回を含め4回程度の開催を予定しております。委員の皆様には、資料への事前のお目通しや、促進委員会への御参加など、お忙しいところ、ご負担をおかけすることになりますが、改めてご協力をお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。本日はよろしくようお願い申し上げます。

4 委員紹介

○進行

ただいま御委嘱申し上げますとおり、このたび新たに委員に就任された方がいらっしゃいますので、お手元にお配りいたしております委員名簿の順に、委員の皆様のお名前を御紹介申し上げます。石井山竜平委員でございます。高浦康有委員でございます。西出優子委員でございます。相澤清一委員でございます。佐藤理絵委員でございます。鎌田彰委員でございます。猪股

佳子委員でございます。宗片恵美子委員でございます。川村文委員でございます。改めまして委員の皆様よろしくお願い申し上げます。

つづきまして、事務局の職員を紹介させていただきます。さきほど御挨拶を申し上げました環境生活部山本次長でございます。共同参画社会推進課武内課長でございます。私、本日の進行を務めさせていただきます共同参画社会推進課の池田でございます。

5 会長・副会長の選任

次に、次第の5会長、副会長の選任に入らせていただきます。本日は冒頭でご報告申し上げましたとおり、会長・副会長が退任されてから初めての委員会となりますので、新たに会長・副会長の選出を行いたいと思います。選出につきましては、お手元の参考資料4の「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第16条により、委員の互選により定めることとなっておりますので、どなたかご提案がありましたらお願いいたします。

○鎌田委員

事務局案はありますか。

○進行

事務局からありますか。

○事務局

事務局案といたしましては、平成19年度から本促進委員会の委員を務められ、前回の基本計画の改定にも携わっていただきました石井山委員に会長をお願いしたいと存じます。

また、副会長につきましては、平成23年度から本促進委員会の委員を務めていただき、内閣府男女共同参画会議の議員などもされている宗片委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○進行

ただいま、事務局から、会長は石井山委員に、副会長は宗片委員にという提案がありました。皆様ご賛同いただきましたので、よろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○進行

それでは石井山委員には会長を、宗片委員には副会長をおつとめいただきます。条例の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、石井山会長には、会長席へのご移動をお願いいたします。

また宗片副会長につきましてもお席のご移動をお願いいたします。つづきまして、会長・副会長からご挨拶をいただきたいと存じます。

○石井山会長

皆様、改めましてこんにちは。東北大学の石井山と申します。私の専門領域は、教育学のなかでも社会教育という領域でございまして、いわゆる公民館、博物館、図書館、PTAや町内会などの地縁団体など、そういった地域で人が学ぶということを中心に勉強し、情報を集めてきています。NPOの領域の一つに社会教育という領域がございまして。この社会教育のここ四半世紀を見ますと、だいぶ状況が変わってきています。とりわけNPOが、その担い手になるということが、だいぶ増えてきているということがありまして、ですのでNPOには並々ならない関心をもっておりました。

ただし、今お話を申し上げたとおり、社会教育NPOを構成する領域の一部分であります。そういうことからしますと、ここにおられる方々のお名前、お顔を見ますと、私より座用によりふさわしい方々がおられるのではと思いますが、事務局よりご説明もいただきましたように、以前の計画を作った時に携わったことと、それ以外にもレフリー的な役回りをさせていただく経験が多少あり、そういうことで、この度も推挙していただいたと思っております。

今期のお話を伺いますと、さきほど山本次長からも、次の計画を作っていくという大事なタイミングである、それも短期の間に集中してそうした検討を行わなければならないということで、皆様からはたくさんの御意見をいただかなければならない状況かなと思っております。

効率よくたくさんの御意見をいただくという議事運営にできるだけ力を注ぐということをお約束させていただいて、私のあいさつとさせていただきます。これからしばらくお付き合いよろしくをお願いいたします。

○宗片副会長

皆さんこんにちは、特定非営利活動法人イコールネット仙台の宗片と申します。よろしくをお願いいたします。私どもの団体は男女共同参画をテーマに、幅

広い活動に取り組んでおります。特に震災以降は、防災災害復興を大変重要なテーマとして取り組んでおります。特に今は地域の中で、女性の防災に関する人材育成に取り組んでいます。

この3月に仙台市で防災世界会議が開催されまして、その中においても、女性と若者のリーダーシップというのが大変強調されたところでもあります。その意味でも人材育成というのは、これからの課題だろうと思っているところでもあります。私は平成23年度からこの委員をさせていただきました。この基本計画を拝見しまして、まさにNPO活動の基本がしっかりと打ち出されており、その点では大変すぐれた基本計画であると印象を持っております。

しかし、震災が発生しまして、NPO活動の状況というのは様々な変化をしております。それに答えていく、対応していく必要も、今出てきていると思いますので、そういった現状も含まえうえで、新しい計画作りになるかと思っております。

これから、NPO活動がより良い成長を遂げる、その支えとなるような計画作りになればと思っております。皆様の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

○進行

ありがとうございました。それでは以降の進行につきましては、石井山会長にお願いいたします。

○石井山会長

では、進めさせていただきます。次第の6からになります。宮城県民間非営利活動促進基本計画の見直しを今から皆さんとやっていくことになります。議事の(1)宮城県民間非営利活動促進基本計画の改定スケジュール等について、事務局から説明をお願いいたします。

議事 (1) 宮城県民間非営利活動促進基本計画の改定スケジュール等について

○事務局

それでは、協議事項の1について事務局から説明させていただきます。資料の1を御覧下さい。まず、1といたしまして、基本計画見直しの概要でございますが、宮城県民間非営利活動促進基本計画(以下「基本計画」という。)は、民間非営利活動の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第9条に基づき、平成12年1

0月に策定されたものでございます。

この基本計画につきましては、5年を目途として見直すこととされておりまして、これまでに平成17年度及び平成22年度に改定が行われております。平成27年度が次の改定時期に当たっております。見直し作業の進め方でございますが、改訂計画について審議を行うため、平成27年度中に宮城県民間非営利活動促進委員会を4回開催する、パブリックコメントを実施して最終的な計画案を作成する、そして県議会に議案として提出し、議決を経た上で公表するというように進めて参りたいと考えております。

さらに詳細な改定スケジュールでございますが、3以下を御覧下さい。時系列的に説明させていただきます。本日、第一回の促進委員会におきまして、改定スケジュール、作業の進め方の説明、現行計画の概要、施策等実施状況の説明、改定計画見直しの視点の説明をさせていただきます。皆さんにご審議いただき御意見を頂戴したいと考えております。

それを踏まえまして、頂戴しました意見等に対する修正案につきましては、8月上旬から事務局の方で、検討・作成させていただきます。中旬頃に修正案の提示をさせていただきます。それと平行して、8月上旬から9月下旬にかけて改訂計画の素案を事務局の方で検討することとしております。そして、10月上旬に2回目の促進委員会を開催しまして、改訂計画素案の提示及び説明、審議、意見聴取をさせていただきます。と考えております。

第2回促進委員会につきましては、9月県議会のスケジュールの関係で10月上旬の開催になりますので、ご了解いただければと思います。10月上旬～下旬にかけて2回目の促進委員会で頂戴しました意見に対する修正案の検討、作成を事務局で行いまして、10月下旬頃に皆様に修正案の提示をさせていただきます。と考えております。また、それに対する意見聴取なども実施したいと考えております。10月下旬～11月中旬にかけて、そのいただきました修正案の検討・作成を行いまして、11月中旬に開催させていただく3回目の促進委員会において改訂計画中間案の提示・説明、審議・調整などを行っていただく予定としております。この場では、12月中旬から実施いたしますパブリックコメント付議案の確定をさせていただきます。と考えております。

12月中旬に県議会常任委員会に改訂計画中間案を報告いたしまして、12月中旬から1月上旬にかけてパブリックコメント募集、実施を予定しております。

1月上旬～中旬にかけては、事務局において、パブリックコメントを踏まえた改訂計画の最終案の検討・作成を行うこととしております。それを踏まえて1月中旬に第4回促進委員会を開催いたしまして、パブリックコメントの実施結果の報告や改訂計画の最終案の提示説明をさせていただくこととしてお

ります。こちらで、改定計画の最終案が確定いたしましたら、1月下旬に知事宛に改訂計画最終案を提出し、2月中旬に2月県議会に議案として提案させていただきます。そして、県議会の議決後、3月中旬に公表させていただきたいと考えております。

今回の計画改定が短期間で行うことにつきましては、東日本大震災の発生とその後の震災対応によりまして、基本計画に基づく進行管理ができていない部分もございますが、現行計画につきましては、前回の改定の際に非常によく検討されておりまして、5年を経た現在も適用可能な部分が少なくないことから、基本的にはそれらを活かしつつ、強化すべき点や追加すべき点を御議論いただいた方がより良いものになるのではないかと判断されたものでございます。協議事項（1）については以上です。ぜひ、御理解と御協力をお願いいたします。

○石井山会長

どうもありがとうございます。

だいぶ忙しいですね。改定のスケジュールを、少しなぞって確認していきたいと思います。表になっている最初の7月下旬は、今日の民間非営利活動促進委員会でありまして、今年度にあと3回会議が予定されているということになります。そして、これらの会議のときの発言だけでは我々の仕事は終わらなくて、そのときの検討をもとにまとめられた事務局の修正提案に会議と会議の間にも意見を出し合う、それに対して、事務局もまとめていただくということは何往復かするということになります。

間に、選挙があります。そして、パブリックコメントを実施する、県議会に説明していくなど、様々な手続きをこなしながら、今年度中に計画を作っていくということですね。基本的には、以前の計画を、皆様のお手元にも事前に送付されたものをお持ちだと思いますが、この計画をたたき台にしていきながら、盛り込むべきことは盛り込んでいくという形で議論を進めていきたいとの事務局の提案でした。

スケジュールについて、皆さんから御意見、御質問をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

久しぶりの改定作業なので、どう発言していいかわからないという雰囲気もあると思いますが、もう少し情報が増えてから意見が出てくると思いますので、議事進行を先にさせていただきます。もしスケジュールについても質問等ありましたら、その時点で出させていただくとのことですのでよろしいでしょうか。では、議事の2、3と入ります。議事2が基本計画とその進捗状況、それから、先回りしていきますと、新たな状況の中でこういったものを盛り込んで行くべきか

ということで事務局として意見をまとめていただいているたたき台が議事3ということになると思います。まず、前回の計画の概要とその取り組み状況についてということで、議事の2について、事務局からよろしいでしょうか。

- 議事（2）平成22年改定宮城県民間非営利活動促進基本計画の施策等実施状況と今後の方向性について

○ 事務局

それでは、協議事項の括弧2につきましてご説明させていただきます。資料の2を御覧いただければと思います。

こちらは、現行の基本計画の第4章「NPO活動促進に係る施策と事業」、及び第5章の「基本計画を推進するための体制づくり」について、前回の計画改定後の施策の実施状況や、課題等を事務局でまとめたものになります。表の左側から、現行の基本計画の「基本方針」、「施策の柱」「施策」、「施策の細目等とその実施状況」、さらにその右側に、平成25年度に実施しましたNPO活動実態・意向調査の結果の関連する部分を抜粋しております。こちらの部分につきましては、お配りしております参考資料1に、実施状況を過去4年間の施策の実施状況を年度別にまとめたものがございますので、併せて御覧いただければと思います。

なお、NPO活動実態・意向調査につきましては、参考としてお配りしておりますので、詳しくは後ほど、御覧いただければと思います。

資料2に戻りまして「考察・課題」の欄については、施策等の実施状況やNPO活動調査の結果を踏まえた課題等を記載しております。さらにその右側の「今後の方向性」については、次期計画においても有効か、継続していくべきか等を事務局として検討させていただいたものを記載しております。

内容の方の説明に入らせていただきますが、施策の柱1「NPO活動の促進体制の整備」の施策イ「みやぎNPOプラザの機能の充実」でございますが、実施状況につきましては、①情報収集・提供機能としまして、みやぎNPO情報ネット、メールマガジン・ニューズレターの発行、NPOプラザ内におけるNPOに関する情報の掲示等を行っております。②相談・コーディネートといたしましては、NPOのための専門相談会や各種研修・講座等を開催しております。③調査研究としましては、NPO法人へのアンケート調査などを実施しております。④の活動拠点等の提供といたしまして、事務室、会議室、研修室、作業室等の提供などを実施しているところであります。

これらの基盤整備についての考察・課題といたしましては、まずNPOプラザからは様々な媒体による情報提供や各種相談会の開催、NPO活動促進のた

めのサービスの提供等が行われており、実態・意向調査に回答した団体の半数以上が利用しているなど、広く活用されていることがうかがわれます。一方で、利用しない理由のうち、提供サービスがわからないが、3割に上ることから、より効果的な周知・PRが必要とされる場所です。

また、活動の場の提供や、情報収集、提供機能等に対する期待が高いことから、今後もこれらの機能の充実が必要であると考えられます。また、NPO主体の運営として、指定管理者制度が導入されておりますが、民間事業者の発想を取り入れたサービス向上が期待できると考えております。

施策ロ「地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」及び施策ハ「中間支援組織への支援」については、NPO活動調査において仙台市を除く支援施設の利用が低調である実態があることなどから、機能の充実・強化に向けた支援の継続が必要と考えております。施策の柱1に係る今後の方向性としましては、③の調査研究における調査方法等の見直しは必要であるものの、基本的に有効、継続すべきと事務局では考えております。

次に、施策の柱2「NPOの自立の支援」についてでございます。施策イ「NPOへの理解の促進」及び、施策ロ「NPOが必要とする情報の発信」につきましては、再掲となりますが、みやぎNPO情報ネットの運用、ニューズレターの発行やみやぎ出前講座でのNPOの啓発等となります。施策ハ「人材育成」としましては、各種講座の実施、NPO支援施設・中間支援組織向けの各種セミナーの開催など機能強化に向けた活動を実施しております。

これらの課題等といたしまして、NPO活動調査においても、①人材不足、②資金不足、③広報・PR不足が課題として挙げられており、また、相談できる専門家が特にいないと回答している団体が35%にのぼっております。これらを踏まえまして、今後の方向性といたしましても、引き続き計画に位置付けていく必要があると考えております。施策ニ「財政的な支援制度の充実」といたしまして、平成25年度で事業が終了いたしましたみやぎNPO夢ファンド、みやぎNPOサポートローンの融資、県税の優遇措置などが挙げられます。

また、東日本大震災発生後は、新しい公共支援事業、震災復興担い手NPO等支援事業や、地域復興支援課の所管となりますが、みやぎ地域復興支援助成金といった事業を実施し、復興・被災者支援を行うNPOに対し、事業費の補助を行っております。施策ホ「NPO活動拠点の確保」につきましては、県有遊休施設の有効利用によるNPOの活動拠点づくり事業などを実施しております。

これらの施策等につきましても、先ほどと同じように活動を担う人材の不足、資金の不足が課題としてあげられておりますとともに、相談できる専門家が特にいないという団体がかなりの割合に上っている状況があるほか、個別には、

みやぎNPOサポートローンの利用実態が低調であることなどもあげられるところであり、融資スキームの見直しなども含めて検討することが必要であると考えております。県税の優遇措置についても、法人県民税均等割の減免をうけている団体が300団体を超えており、減免措置をうけることはNPO団体のメリットとしても小さくないと考えられることから、次期計画においても有効であると考えております。

続きまして、基本方針2「多様な主体とパートナーシップの確立」のうち、施策の柱1「NPOと行政のパートナーシップの推進」の施策イ「情報公開と政策プロセスへの参加促進」につきましては、細目等として①～③が掲げられておりますが、その実施状況といたしましては、「県の計画等への県民からの意見募集」、「各種審議会等への市民の公募等」となっております。これらの考察・課題、方向性としましては、NPOの政策立案への参加機会の拡充については、NPO等からの情報・意思提供のあり方・方法等について、更に検討していく必要があると考えるものの、NPOと行政のパートナーシップの構築に必要な不可欠な要素であり、引き続き有効と考えております。

施策ロ「協働の推進」につきましては、①～⑤の細目が掲げられておりますが、実施状況としましては、平成23・24年度に実施された新しい公共支援事業における補助事業及び委託事業、平成25年度以降実施されている震災復興担い手NPO等支援事業における補助事業及び委託事業、NPO推進事業発注ガイドラインによる業務の委託、行政職員のためのNPO理解講座の開催などとなっております。こちらにつきましても、今後の方向性としましては、協働の推進は、コミュニティの再構築など、復興の本格化・加速化に伴う新たな課題に対応していく上で不可欠であり、その重要性は増していることから、次期計画においても有効であり、市町村とも連携しながら、質・量ともに一層の拡充を図る必要があると考えております。なお、⑤につきましては、東日本大震災の影響を考慮いたしまして、休止・中断している状態にありますが、今後、実施方法の見直し等も含めまして、再開に向けて検討を行ってまいりたいと考えております。

施策ニ「市町村への協力・支援」につきましては、今後実施する市町村調査の結果を踏まえて補足していく予定であります。

続きまして、施策ハ「中間支援組織との連携」につきましては、新しい公共支援事業による事業委託、震災復興担い手NPO等支援事業による業務委託、NPO支援センター研修を実施しているところであります。前回の計画改定後、岩沼市と登米市の2ヶ所NPO支援センターが開設されておまして、現在県内に12のNPO支援施設がございます。今後は、提供サービスのより効果的なPR・周知、NPOのニーズの的確な把握、サービスへの反映に努めながら、

引き続き、重要な施策として計画に位置付けさせていただきたいと考えております。

次に、施策ニ「市町村への協力・支援」につきましても、パートナーシップ、協働には市町村の果たす役割が非常に重要であることから、市町村への働きかけを強めていく必要があると考えております。

施策の柱2「NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進」の施策イ「議会」につきましては、委員会への情報提供など、施策ロ「企業」につきましては、NPOプラザによる情報提供や本促進委員会の委員の委嘱などを実施しているところです。施策ハ「教育・学術研究機関」としまして、民間非営利活動促進委員会委員の委嘱や学生等が行うボランティア活動の受け皿となっております。施策ロの「企業」につきましては、ソーシャルビジネスに対する社会的関心の高まり等もありますので、今後の連携のあり方等を含め、更に議論をしていく必要があるのではないかと考えております。つづきまして、次のページをご覧ください。

こちらは現在の基本計画第5章の「基本計画を推進するための体制づくり」について、ただいまご説明いたしました第4章と同じようにまとめたものでございます。

項目1の「宮城県民間非営利活動促進委員会」としましては、平成23年度以降、毎年度1回のペースで実施しておりますが、委員皆様のご協力によりまして、機能していると考えておりまして、次期計画でも位置付けていきたいと考えております。項目2「県庁内におけるNPO活動の推進体制」としまして、

(1)の「宮城の将来ビジョン」は平成28年度まで、また、(2)の「行政推進プログラム2010」については、平成25年度までの計画となっておりますことから、今後の県が進める事業や計画に連携していくことが必要であると考えております。(3)の「県庁内の各課における情報共有と推進体制の整備」につきましましては、NPO活動促進庁内連絡調整会議等を開催しておりますが、東日本大震災発生後は、NPO推進事業発注ガイドラインに基づく委託事業の選定にとどまっており、本来のNPO活動促進施策の全庁的な調整を行う場としては機能していないことから、取組を強化していく必要があると考えております。

(4)の「地方機関等におけるNPO活動の促進」といたしましては、全庁的なNPO施策関連事業の推進に当たり、相互に連携を強める必要があります。

(5)の「NPO関連施策の調査と課題解決に向けた協力体制の推進」については、NPO関連施策の実施状況を定期的に調査し、今後のNPOとの協働や施策の推進のために活用することとなっておりますが、東日本大震災後は調査を実施していない状況にあるので、実施方法の検討も含めながら、継続して実施したいと考えております。

(6)の「職員への研修の実施」のとしましては、理解促進を図っていくためには必要であり、参加しやすい環境作りなど実施方法について検討していきたいと考えております。(7)の「国への政策提言」につきましては、国からは、積極的な制度改正や法改正に係る情報提供はあまりない状況ですが、情報収集に努めながら、必要に応じて要望提言等を行っていきたいと考えております。

項目3「市町村との連携」につきましては、相互の理解促進を図っていくためにより連携・協力を強めて、NPO活動促進の環境を整備してまいりたいと考えております。項目4「基本計画の見直し」につきましては、今後も計画のなかで位置付けられておりますように5年を目途として見直すこととしております。協議事項2については以上となります。

○石井山会長

どうもありがとうございます。かなり丹念に自己診断がなされ、計画どおりに遂行できていない部分も多々あることを赤裸々にお話いただきました。何分、情報があまりにも多いので、きわめて短時間に説明していただいたので、少しお互いにやりとりをしないと見えてこないことも多いかと思っておりますので、ここは質疑の時間をきっちり取りたいと思っておりますが、いかかでしょうか、御意見、御感想、御質問をお願いします。

○高浦委員

大変膨大な領域にまたがるものなので、どこからコメントしていただくのが適切か考えるところもあるのですが、取かかりとして、1つコメントというか検討の対象としていただくといいかと思うのが、NPOの支援施策ということで、基本的には特定非営利活動法人が中心的な対象になるかと思っておりますが、ただ、震災後の状況を踏まえると、一般社団法人等の新たな、非営利活動法人の活躍が目立ってきているところかと思っております。

しかし、NPO法人ほど情報開示といったものが義務づけられていないところもあって、そのあたりを同列に果たして扱っていいものかどうか。また、NPO法人であってもガバナンス、情報開示を強く求められている昨今かと思っておりますので、どういうふうに、支援対象を決めるべきか、また、情報開示との関係で、どういうふうに、団体に取り組を促していくべきなのか、グランドデザインをより明確にしたほうがいいのかなどと思っております。

○石井山会長

ありがとうございます。従来はNPO法人よりも、もっと簡便にとれる法人格がでてきました。そしてそういった法人がNPO法人ほど、情報開示が厳し

く求められていない。こうした、かつてにはなかった状況をふまえた計画の作り方が求められていると思います。

○事務局

ありがとうございました。現計画でも、支援の対象を特定非営利活動法人に限っているわけではなく、前回の計画でも8回委員会を開催して審議いただいたなかで、支援対象としては、非営利活動法人以外に任意団体なども含んでおります。あるいは活動内容に応じて、公益法人、社会福祉法人や町内会や自治会等の地縁団体なども含むものとなっております。

特に、公益法人改革のなかで、一般社団法人、一般財団法人という区分がでてくると、特定非営利活動法人との境目は、峻別されたものではなくなってきていると思います。

私たちも、民間非営利活動一般を支援して行くことがスタンスとっております。

また、私共の方で指定管理をお願いしているみやぎNPOプラザでも、かなり広い範囲で対応いただいていると思っております。やはり特定営利活動法人になると、所轄庁のほうに事業報告などを報告いただき、市民に公開するなど透明性が高い法人格であります。NPOをめぐる状況を見ますと、頑張っただけで特定非営利活動法人格をとったが、所轄庁への報告が大変で、といった話も聴きますので、そこは活動目的、活動のできるレベルに合わせて、様々な形態があるのかとは考えております。

○高浦委員

多様な法人形態があつて、それぞれが、特徴が活かされていけばいいと思います。どうしても、非営利に注目しがちだが、定義の中に含まれている「公益性」が団体を示す物差しの一つなのかなと考えています。

一般社団法人も共益的な内部のメンバーが利益を目指す団体は、団体がやはり公益的な社会的な利益のために活動する団体でなければならないと思います。そうゆう観点でいけば、企業であっても、企業の位置付けをどうするというのもありますが、企業もまた、公益的な事業を行うのであれば、それは支援の対象にもなりえるといつてもいいかと思います。現に、仙台市は、条例の方も協働推進の条例と言うように名前も変えて、従来のNPO支援だけにとどまらないような多様な主体の支援ということで、変わってきていると思いますので、定義付けのところを充分議論していければと思います。

○石井山会長

ありがとうございました。五年前は想定していなかった新たな法人格が普及してきているという現実を踏まえた形で、今後の計画を策定しているということが確認できた御意見であったかと受け止めました。

○西出委員

前回の基本計画を作成した時に、関わらせていただきましたがその際にかなり時間をかけたのが、高浦委員がおっしゃったどこまでを対象にするかということですね。今ご説明いただいたのは、基本計画の4・5章で、4章が施策と事業のところですが、最初にどこを目指すべきかNPOのとらえ方、基本理念と言うことを最初に議論して、そこから、施策、事業につながるのではないかと思います。状況がだいぶ変わった中で、その社会的役割とか課題とか、機能理念などをあらためて議論し直していくのが、先なのかなと思いました。

○石井山会長

そうですね。前の計画の時には、かなり時間をかけて、そもそもNPOとは、という議論をしてきたのですが、今回は、時間的なゆとりはないのですが、最低限、少なくとも対象はだいぶ広がってきていることなど、前提の部分の変化の確認の議論を先んじる必要があるという意見をいただいたかと思います。

○佐藤委員

関連するかと思いますが、色々ご説明いただいた基本計画の策定と実施状況のところですが、現行の基本計画の中で、どれだけそれぞれの施策が、どのような実績をあげたのか、今ひとつ見えてこない。色々やってこられた施策の実施状況や、それと同時にNPOの活動調査などの結果もあるが、どのように変化してきたか、ある程度はわかるが、特に、この施策の基本方針2のところの「パートナーシップの確立」というところで、実際に補助事業や委託事業はどの程度NPOに委託したのか、これが5年間の間にどのように増えてきたかの情報がないので、その辺を教えていただいて、それを踏まえたうえで、次の基本計画で、どのようなところに力をいれていくべきか、見えてくると思います。

それぞれの施策の柱は非常に練られた柱ではありますが、実施した結果として、この辺りにもっと力をいれるべきだったとかが見えてきて、新しい計画の議論も進んでくるのかと思いました。

○石井山会長

県が行ってきた施策の実績と課題がもう少し読み手に伝わるように、見える

化して表現していただくことは確かに大事だろうと思います。

○川村委員

私は、震災後に、県内のこういった活動に関わりを持つようになったところですが、さきほど、皆さんがおっしゃったとおり、担い手をどの範囲まで含めるのかという話の中で、地縁組織ですとか、まちづくり協議会ですとか、法人格を持たないけれども、復興に取り組まれている地域の団体はかなり多く震災後に生まれてきていると認識しています。そういった方々が、ゆくゆくはまちづくり会社みたいになっていくか、NPOのような法人格をとっていくかの展開はあるにしても、そういう方々もぜひ非営利活動促進基本計画の中に含めていければとひとつ感じたところです。

もう1つが、地域です。少し細かい議論になってしまいますが、地域のNPO支援施設の充実と連携というところに、比較的内陸及び石巻、気仙沼ですとか、元々あった地域のセンターがあげられていますが、南三陸や名取など、沿岸部において、もう少しテコ入れが必要な地域の中間支援組織の支援をどこまで含めていくかが、1つ重要な視点かと思いました。

これまでの平成22年度に作られた基本計画は、どちらかというとなPO法人が仙台市内に集中していたという背景からだと思いますが、仙台市周辺の団体を想定して作られているとの印象を受けました。震災後は、やはり仙台市もそうですが、沿岸部の方で、こういった活動やいろんな団体が生まれてきているので、そういった団体もカバーできるような計画にしていきたいなと思いました。

○石井山会長

地域再生を考えたときに、地縁団体に行政がどう関わるかということがとても大事になっておりますし、そうした、特に問題が大きいところに、集中して施策を作っていくという計画論も大事かと思います。

○猪股委員

皆さんの意見に関係しますが、基本計画の見直しという限られた時間の中で、どれだけのボリューム感というか、ある程度基本はあるので、どのぐらいのボリュームで計画を見直すかということで、基本のところからもう一度見直す必要があるのか、それとも、施策に集中して、時間をかけてやっていくのか、大雑把な所をお示しいただくとありがたいと思います。

また、この5年間での評価みたいなものはあるのか。震災によって実施されていないなど、程度の評価であるが、出来た、出来ないなのか、もしくはある

程度できたのか、50%達成したかなどの、少しそういう評価の目安になるものがあれば何となく、今後の計画の議論をする上でありがたいと思いました。

○石井山会長

震災があったことが、大きな特徴であったと思います。それによって予定のものが出来なかつただけではなく、実施することがなかった事業を実施してきたという側面もたくさんあったと思います。

どのように説明していただくのがいいのか想定していなかった事業はどれがあって、それはどんな中身なのかを少しかいつまんで説明していただけると、理解が早まるかと思いましたのでお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局

現行の計画につきましては、先ほども申し上げましたとおり、8回という回数を2カ年に渡って委員の皆様にご審議いただき、本当に中身としましては、さきほど委員からのご指摘があったとおり、体系的にも整理されておりますし、中身も練られたものと評価しております。次の議題で申し上げようと思っておりますが、5年間たっておりますので、様々な環境の変化とか、新しい動きなどに、やはり欠けているものがあれば、そのところを新たに盛り込む。後は、実際に計画通りに出来なかつた部分、計画どおりやったとしても、さらにもっと増強して行くようなものがないかといった視点から、見直しをいただければと思っております。

後は、震災に伴って当初計画には入っておりませんでした。実施したものとしては、震災復興担い手NPO等支援事業というのがあります。先ほどの表の中にも、資料2の基本方針1施策の柱2になります。財政的支援制度の充実ということで、震災復興担い手NPO等支援事業、内閣府の交付金を活用しております。事業規模でいいますと、67,500,000円の補助事業であります。平成26年度では10団体、今年度では、13団体に補助をしております。他には、同じ震災復興担い手NPO等支援事業を活用した委託事業もございます。公募によりまして杜の伝言板ゆるるさん等をお願いして、県内のNPOの会計や労務といった基礎的能力の強化事業であります。さきほど、中間支援センターの重要性を委員の皆様からもご指摘いただきましたが、中間支援センターのための機能強化のためのセミナー後に、個別に支援センターを訪問していただいて、状況をお聞きしたり、いろいろな相談に個別に対応するものです。

協働の推進というところで、昨年度に協働推進フォーラム、協働推進の④の一番下の協働推進フォーラムを開催して、NPOと市町村、県の職員を集めて、おのおの相互理解に資するような交流会を開催しております。

当初計画になく、震災に対応してとなりますと、今申し上げたものが一番大きなものとしてあげられると思います。

○石井山会長

もうあと1、2つ質問をお受けして、事務局から説明いただいた部分は、3番目の議題とも関係していると思われますので、そちらにシフトしていきながら、これからの進め方を考える時間にして行きたいと思います。

○相澤委員

ただいま、色々なお話の中で、問題点と申しますか、課題点をお聞きしましたが、NPO法人を立ち上げて様々な事業内容、活動をいたしますと非常に地域の活力が出ると思います。

しかしながら、NPO法人を立ち上げるのに、ハードルが非常に高いと一般の方々は思っています。その中で、NPO法人をこんな時に、このような活動をして地域住民こういう活動に参画できる体制を、どのように教えて行くか、広げていくかが大事だと思います。そのNPO法人をもっとより密接に、身近にしっかりと答え、考えられるような方法を、色々と投げかけ、問題提起をしながら、非常にNPOをもっと多種多様な事業を広くとり入れるような感じがします。色々な考察・課題でもありますが、相談できる専門家がない、このような専門家を県の立場ではどのようにサポートするか、小さな地方自治体は、大きな自治体と違い、マンパワーが足りない部分がありますが、それをどのような形で、提案していくかが、県に求められていくことだと思います。

今後、県には力強くサポートしていただきたい。そうすることで、地方自治体、小さな市町村も運動を展開できるし、そうすると様々な事業ができる。この事業はNPOでやってみようなど、幅広く繋がり、地域社会での課題解決に向かうのではないかと。県でサポートをしっかりとお願いをしたいと考えております。

○事務局

地域でNPO法人が住民から理解していただいて、そこで、寄附金いただいたり、マンパワーの提供をいただいたり、事業にご参加いただいたりすることが本来の姿であると考えています。NPO側の情報発信をいかに助けて行くかが必要と思っています。

さきほど、担当の方から、市町村に12ほどの中間支援のセンターがあるということを説明しましたが、私共も、指定管理者にお願いし、法人の設立の相談を1年間オープンして受け付けております。さきほど、出来なかったことの

一つの大きなことに、市町村の皆様との繋がりが少なかったかと思っております。市町村担当課長会議も開かなければならないと思っております、市町村の方にもNPOとの協働の重要性、NPOをサポートしていただくという機運作りをしっかりとやっていかなければならないと思っております。

○高浦委員

さきほど、川村委員から名取の中間支援組織のお話があったが、リニューアルオープンではあり、新しい支援拠点が出来たわけではないが、以前は、せんだい・みやぎNPOセンターさんが、名取の支援拠点に関わっていたが、震災後に、どのように運営していくかということで、杜の伝言板ゆるるさんに相談いただいて、ゆるるさんとして動いたのか、みやぎNPOプラザとして動いたのかは線引きが定かではないが、現地で新しい支援拠点を運営するNPOを立ち上げるというところまでしていただいた。今日、欠席されている齋藤委員が、パートナーシップなとりの理事に入っている。実績としては、明確にあげられていないが、ひとつ沿岸部での支援であるのかと思います。

○石井山会長

そろそろ、議事の3に入りながら継続していきたいと思えます。今の時点で副会長お願いします。

○宗片副会長

震災が発生して以降特にそう思うが、市町村の中の体力を付けていくという意味でも、NPOの存在は、大変活力源になることは指摘されているわけですが、この基本計画の中で、市町村がどのように施策の中に、NPO活動を位置付けているかが大きなことだと思います。

条例や、基本計画の中に、NPO活動の位置付けとういのが、まだ少なくないというのが、今の基本計画の中にありますが、その後、ある程度進展しているのか、取組が新たな展開をしているのかが解れば、その辺からまた市町村の動きが見えてくると思えます。

○事務局

市町村の取組等につきましては、今後、早急に市町村の状況を調査させていただいて、委員の皆様の方に報告をさせていただければと思っております。

○鎌田委員

少し埼玉県の事例をお話させていただきたいと思います。埼玉県も県と市という形で、埼玉県とさいたま市の双方が認証機能を持っております。

NPO法人をはじめとする地域活動団体が長く活動を継続できる団体に育ていくため、昨年7月に、埼玉県、中間支援組織、士業団体、公庫で「埼玉ソーシャルビジネスサポートネットワーク」を創設しました。異なった分野の団体が一丸となってNPO法人をはじめとする地域活動団体のサポートを行っていくこととしました。また、宮城県NPO法人は、平成20年度は503団体しかなかったものが、平成26年度では789団体まで増えており、1.5倍ぐらいにまで増えています。震災の関係で伸びているとは思っていますが、多産多死の状況になってはいけないと思っています。

また参考として、秋田県は、活動報告書を提出しない団体が多く、認証を取り消しているという事例があると聞いています。やはり法人という形である限り責任を伴う団体であるので、民間の営利企業とは少し違うところもありますが、委員会で活動を継続できるような施策やアイデアを考えていかなければと思っています。

余談ですが、先日、参議院で、中小企業信用保険法の改正が決まりまして、NPO法人も信用保証の対象になると言われております。いつから法が施行されるかにもよりますが、民間の地域金融機関もNPO法人に対して融資ができるようになってくるので、地域金融機関を巻き込んで団体をいかにサポートしていくかを考えていく時期になってきていると考えています。

○石井山会長

金融機関がNPOのパートナーになっていくことも新たな段階ですね。そして、増やしていくだけではなくて、解散をするような団体が負担無くフェイドアウトできるような体制を作るということも求められている段階であるとも、お話を伺いながら感じました。

それから、市町村へのアプローチが、さきほどの事務局のお話のなかにもありましたが、強化されなければならない段階であることです。そういったことも踏まえての議題3計画改定の視点について事務局からたたき台を提案願います。

○議事 (3) 宮城県民間非営利活動促進基本計画の改定に当たっての視点について

○事務局

宮城県民間非営利活動促進基本計画の改定に当たっての視点について説明さ

させていただきます。今回、例示させていただいております、5項目につきましては、事務局（案）ではありますので、この項目をたたき台として、議論いただきたいと思っております。

まず初めに、1「今後のNPO活動促進施策の方向性」についてです。

県内のNPO法人数は、平成26年度末で789団体となっており、前計画策定時である平成22年度末現在の586団体と比べて203団体増加しております。NPO法人数は年々増加する一方で、組織体制や財政基盤が弱い団体は、多く、事業活動を活発に行い規模を拡大させていくNPOと事業活動が低調であり、休眠状態や解散せざるを得ないNPOとの二極化傾向も見られております。県内のNPO法人が抱える課題として、平成25年度の「活動実態・意向調査」の結果を見ますと、「事業活動を促進させるために解決すべき課題」として、人材不足、資金不足、世代交代が進まない、事業活動を効果的に広報・PRできていないことなどが挙げられておりますが、今後のNPO活動促進施策として強化すべきものは何か。といったところであります。

想定される事項といたしましては、①団体の組織運営力、事業企画力、資金調達力、情報発信力などの強化②NPOと、行政や他のNPO、企業等とのさらなる連携・協働の推進③上記の①②の支援主体としての中間支援組織の設置促進及び機能強化④認定NPO法人の取得支援⑤県民、企業等からNPOへの寄付文化の醸成などと考えております。

2「東日本大震災からの復興とNPO活動促進」についてです。東日本大震災後、多くのNPOが被災者支援や復興支援に取り組み、その強みを活かした機動的かつ現場目線の細やかな対応等で大きな役割を果たしてきました。県では、「新しい公共支援基金事業」、「震災復興担い手NPO等支援事業）」や「みやぎ地域復興支援事業」こちらは震災復興・企画部の事業となりますが、これらを実施することにより、NPOの被災者支援やコミュニティの再構築等の取組を支援してまいりました。今後、東日本大震災からの復興とNPO活動促進をどのようにすべきか考えております。

3「若者やアクティブシニアの参画促進」についてです。上記1のとおり、「事業活動を促進させるために解決すべき課題」として、人材不足やスタッフの世代交代が進まないなど、活動の担い手不足が挙げられております。一方、地方創生の観点から、本県でも地域における青少年やアクティブシニアの活躍が期待されており、青少年等のNPO活動への参画促進が必要ではないかと考えております。

4「ソーシャルビジネスのNPO活動促進施策への位置付け」についてです。近年、社会的課題の解決に向けて、活動資金を寄付や行政からの助成ではなく、ビジネスの手法を活用して自ら稼ぎ出し、継続的に事業活動を進めていく「ソ

ーシャルビジネス」が注目されております。「ソーシャルビジネス」をNPO活動促進施策としてどのように位置付けていくかと考えております。

5「宮城県民間非営利活動プラザに求められる役割・機能」についてです。NPOを取り巻く環境変化等を踏まえてプラザに求められる役割・機能は何かとこうこととあります。以上5項目につきまして、事務局案として基本計画の改定に盛り込んでいく項目と考えましたので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○石井山会長

いかがでしょうか。感想を出し合うという形でしばらくは議論を進めていければと思います。

○高浦委員

1つ目の例示で、ご指摘いただいているところの1の①の情報発信力の強化に関してですが、みやぎNPOナビができて、協力いただいている各市町村を窓口にしなが、NPO活動の情報、ボランティア募集も含めて、こういったものをあげていただくサイトを県で運営していただいているかと思いますが、参画していただく市町村を増やしていただけるといいと思います。

また、作って終わりではなく、ネットワークが活用されるように、一般市民の方の目に触れるように持って行ければなお良いのではないのでしょうか。情報発信について、県として取り組む方向性があるようでしたら、お願いします。

○事務局

みやぎNPOナビも充実の必要があると思いますが、ここで想定しているのが、団体自らの情報発信力も高めていく必要があると考えております。団体が自分の情報を積極的に発信して、地域住民の理解を得る取組が必要ではないでしょうか。NPOプラザの運営評議会にも参加して、指定管理者にも、申し上げておりますが、HPを持たない法人が多く存在しています。

また、持っていて情報量として不足している部分も多く見受けられますので、個々の法人の情報発信力、HPが基本になるとと思いますが、そういった部分の基礎的能力の一つとして高めていくことが今後必要ではないかと考えております。

○相澤委員

今後の基本計画の視点にあたっての、4のソーシャルビジネスのNPO活動促進施策への位置付けについて、非常に大事に思っています。今までのNPO

法人は、行政を頼りにして、体力的にも大変な中で、色々なしがらみがあって、むしろ、自分本位の活動が出来ない部分があったと思います。もっと体力をつけて行かないといけないと思います。

その中で、ソーシャルビジネスをしっかりと進めて、今後NPO自身が力強い活動ができるような体制をどうモデルとして、色々なところに見えれば、そのような方向に向かうのではないかと思います。ソーシャルビジネスをしっかりとやって今後NPO法人が拡大するのに、非常に力強い追い風になると思います。ぜひモデルとして作りあげてほしい。少しでも多く段々とモデルを作り上げれば、今後の追い風になると思います。構築をお願いしたいと思います。

○石井山会長

県としてモデルを育ててほしいとの御意見です。大事ですが、これは難しい課題ですね。世の中の景気や人口減少のなかで、はたしてNPOが取り組むテーマがビジネスとして成り立つのか。

○高浦委員

ソーシャルビジネスという言葉の定義を考えて行くときの、NPO法人でコミュニティレストランを出して、収益をあげて、あるいは、物販をして収益をあげるといふ、コミュニティビジネスのような、営利事業のようなものをNPO法人として持つということもあるでしょうし、株式会社の形態で、路上生活者の自立支援のために、雑誌を路上で売ってホームレスのための支援に回るといったような事業性のある社会支援をしている団体もあるでしょうし、会社形態といったようなことで、NPO法人とか非営利法人に限定しないようなソーシャルビジネスと考えてもいいのかどうかも少し気になりました。

○石井山会長

今の段階で、ソーシャルビジネスをどういった形態をモデルとして想定されているのか、事務局から補足いただければと思います。

○事務局

ソーシャルビジネスは、今後また研究が必要かと思っておりますが、現時点で考えているのは、私たちの支援対象は、NPOということで、NPOが社会的課題の解決のためにビジネスの手法を用いると、このNPOの民間非営利活動促進基本計画のなか射程範囲なのかと思っております。

企業になると、計画の中において、NPOとのパートナーの相手方との位置付けとなっておりますので、そこは従来からの枠組みの中なのかと考えては

おります。

○石井山会長

今のところは、高浦委員が問題提起されたような、広がりまで視野に入れて検討されていないということが確認できたと思います。

その他にはどうでしょうか。

○高浦委員

女性の視点を入れてもいいのではないかと。従来、NPO活動を女性の方を中心にやってきたとの歴史があるかもしれませんが、青少年に入るかもしれませんが、性別を気にしなくてもいいのかもしれませんがいかかでしょうか。

○宗片副会長

女性の視点で、地域活動に取り組むということも大変重要な視点になっておりまして、NPOを立ち上げる中でも、女性が立ち上げている場合も多くなっています。この分野については、女性たちも男性と対等の立場で活動が可能となっています。

しかも、大変パワーアップしているケースもたくさんあります。その点では、女性もしっかりと若者と同じような参画はしていける、その促進を進めていくことが視点として計画に入っていくといいかと思えます。特に地域の中では、まだまだ、女性達が、主体的に活動することが難しい現実がありますので、あえて計画に入れていただくことで女性達が活動しやすくなる範囲も広がる、実態に即した形の計画となれば、女性達にとっても大変心強い計画になるのではないかと思っております。

○石井山会長

実際に、市民社会を大きく担っているのは女性でありますし、また、社会の不均衡を是正していくアドボカシーの意味もNPOでとても大事にしないといけないと確認させていただけたコメントでした。

○事務局

共同参画社会推進課は男女共同参画も推進しておりまして、忘れていたわけではありませんが、NPOの分野は女性がとても活躍しているイメージがありあえて記載しておりませんでした。地方創生の中で、女性の活躍、青少年の活躍、アクティブシニアの活躍が大きな柱であります。

私共で、震災復興担い手の補助事業を紹介させていただきましたが、女性の

起業支援プロジェクトが何個か採択させていただきました。女性の活躍は非常に大事であり、そういった視点も盛り込ませていただければと考えております。

○石井山会長

大事なポイントの確認ができました。ありがとうございます。

まだ、意見をどんどんだしていただければと思います。

○川村委員

これから、5年間の基本計画を考えるとのことですけれども、NPOの信用保証がされるようになるなど、時流の変化、環境の変化がこれから起こっていくと考えた時に、計画を考えるにあたって、向こう5年間で、どういう社会状況なのか、NPO周りで、どういう変化が起こるかを見据えたうえで、それに合致するような基本計画を考えないといけないのかと考えたところでもあります。初めに、西出委員から紹介があったターゲットやゴールをどこに設定していくのかもつながるお話と思います。

もう1点、地域コミュニティや住民組織を対象になるとした場合に、1番の方向性はNPO法人をターゲットにして考えられたものなのかと見受けられまして、一般市民の方が、非営利活動に取り組むようになる、個人から活動に参加するようになる過程をどのようにサポートしていくかの視点は必要かと感じました。

地域コミュニティ支援に関連してというと、宮城県で地域コミュニティ再生事業を今年度から、複数年計画で、地域コミュニティをサポートしようという新しい事業を始めています。地域コミュニティにとっては大変歓迎されていると思いますが、その事業は、基本計画に含まれるのか、それとも、県庁内の担当課が違うということで、すみ分けされてしまうのでしょうか。

○石井山会長

事務局どうですか。

○事務局

環境の変化につきましては、鎌田委員から御紹介のあった動きはあると思いますが、それ以外のところでは、制度的な面では、今のところ、NPO法人の税の優遇措置面で、取りだたされていると思いますが、法制度面での大きな変化があるのかというところでは考えておりません。県庁の中のすみ分けとしていろいろな部局に事業が振り分けられている場合があります。さきほど紹介し

ましたみやぎ地域復興支援事業についても、NPO法人も含めて幅広く被災地のコミュニティ再生事業をやっている事業も、これも一つのNPO支援施策という位置づけで考えております。地域コミュニティ再生事業も中身を拝見して、施策に位置付けられるかどうか、精査してみたいと思います。全庁的にやっているNPO支援に関わるものについては、NPO施策に位置付け出来ると思いますので、そのあたりは調査してみたいと思います。

○石井山会長

関連される施策きちんと目配せがきいた良い計画になればと思います。今、我々が向き合おうとしている5年間でどういう5年間なのかということを考えるのは大切ですね。

少なくとも、震災があって5年目から10年目というタイミングかと思いたすので、その時期においていかなる行政的な関わりが必要なのかを考えていく意味でも、東日本大震災とNPOとの関わりについては皆様に御意見いただかないといけないポイントかと思っております。

○西出委員

これまでの環境の変化に関連して申しますと、色々な意味でのマイノリティの方々、外国人や、性的マイノリティの方々、障害を持っているマイノリティの方々が増加している傾向があるなかで、宮城県内の人口構成が今後変化すると思われる中で、多様な方々が、その参画促進の主体として、3番に若者についてとありますが、それ以外の方についても、姿の1つとして計画に入れていただくと、良いかと思いました。

もう一点ですが、想定される事項の5番目のところで、寄附文化の醸成とあるのですが、寄附文化とボランティアは表裏一体だと思います。ぜひボランティアの応募する文化の醸成、これは、3番目の若者やアクティブシニアの参加促進に関わると思いますが、想定される事項の5の方にも盛り込んでいただけるよいのかと思います。企業においても、ボランティア休暇の充実や休暇制度はあっても、なかなか活用できていないことがあるので、制度を使いやすくする風土作りも検討していいかなと思いました。

3番目の参画促進についてのところで、NPOのアドボカシーの役割として社会課題の解決ということ、それが、地域の社会の仕組みや制度作りということまで、関わっていけるように政策提言力を強化するということも含めるといいかと思えます。それによってNPOの役割や社会的なインパクト、影響力もあると思います。

○石井山会長

それぞれの指摘が、どれも大事なところだと思ってお話を聞きました。とくに、最初の、マイノリティへの着目ですね。さきほど高浦委員は、NPOは非営利性ばかりが、注目されるくらいがあるが、本来追求されるべきは公益性・公共性ということをお話されましたが、実際に、共生や人権をめぐる問題が見えにくいところで広がっているところで、様々に苦勞されながら取り組んでいる団体も多いのではないかと思います。

ぜひ、そうした多文化共生、人権といった表現がきちんと盛り込まれた計画になっていくと、説得力も高まるのではないかと思います。

○宗片副会長

多様性と人権を基本計画にしっかりと位置付けられることも大変重要なことだと思っています。私が大変気になるのが、1番目の2つ目にあるNPOを立ち上げてなかなか維持できない、というような2極化の傾向がみられることです。せっかくNPOを立ち上げて、続かないために認証が外されるということではなく、体力をつけてもらって、底上げしていく動きも一方に必要だと思います。どんどん力を付けていくNPOがある一方で、震災が発生して、やむにやまれず立ち上げたNPOや地域のなかで必要課題に取り組んだNPOなどそういったところが、なかなか続かないのは大変残念だと思います。

そういったNPOへの支援にも取り組んでいく必要があるのではないかと思います。また、これからの5年はまだ復興に必要な期間だと思いますので、復興を重要な視点としてこの計画に位置付けていただければと思います。

○鎌田委員

NPO法人は一般的に横の繋がりが非常に弱いと思います。情報発信力の問題ということも出ていましたが、情報発信が弱いのもありますが、横の繋がりがなく情報収集力が弱いと思います。ここに記載されている想定される事項の一番の③であります。中間支援組織の設置、機能強化をあげていただいておりますが、宮城県内には13の支援組織があることをお話いただきましたが、中間支援組織団体同士の連携も弱いと感じています。

岩手県内も色々と訪問していますが、岩手県内にも中間支援組織も多数ありますが、岩手はいわてNPO中間支援ネットワークといった一つの組織を作っています。そこは、岩手大学の先生が中心となってネットワークを作っており、年に3回程中間支援ネットワークの会議を実施しています。前に参加させていただきましたが、各沿岸や内陸部の情報が共有されています。中間支援組織同士の連携を強化する取組もあればいいと思います。

○石井山会長

岩手県の方が先をいっているところがあるようですね。

○鎌田委員

岩手、福島は震災後にNPO団体が増えています。福島は宮城よりNPO団体が多いです。福島は浜通り、中通り、会津地方と3つ別々の風土があり3つがまとまるのは難しいですが、宮城県は一緒になれるのではないかと思います。岩手県の取組が100%と良いとは思わないですが、情報が共有されていることはいい事だと思います。

○事務局

昨年度、震災復興担い手支援事業の委託事業において、中間支援組織の機能強化業務で、セミナーをお願いして、宮城県の公務研修所で実施したが、すべての中間支援組織が来ていただいて、セミナーを受けながら、交流の場にとの思いもあったが、マンパワー不足などで、出席できない支援センターもありました。やり方も工夫して、中間支援組織同士の協力関係は非常に大事になるのかと思っております。

○佐藤委員

今の話とも関連すると思うが、1番の2つ目でNPOと行政や他のNPO、起業とのさらなる連携、協働であるが、行政との連携については、行政が努力していただかないとなかなか実現することは難しいと思います。さきほど、2番の震災復興とNPO活動の促進のところでお話がありましたように、全庁的な取り組みとしてNPOとの連携を進めていくかということも、全庁的な体制作りのところを見直して、新たな計画にいくことも重要かと思いました。

○事務局

県庁内では、各部局にNPOパートナーシップ推進委員が各部局ごとに置かれている。こういった庁内の共同推進の仕組みはある程度あるが、これで充分かどうかは、今回の計画の見直しに合わせてやっていきたいと思うが、この意識改革の部分もあると思いますので、さきほど、申し上げて重複しますが、NPOと行政のフォーラムや行政職員を対象にしたNPOとの協働の理解といった講座を行っておりますが、これも、少し強化して意識改革をして、行政だけでは社会問題の解決は難しい時代がきているとの意識改革、啓発をして行か

なければと考えています。

○猪股委員

今の皆さんのお話を伺って思ったことですが、NPOの社会的な信用されるNPOとは、どういう観点があるのだろうかと思いました。さきほど、2極化の問題があったが、非常に財政基盤が弱い団体が2極化の下になるのか、かといって、社会的な問題を解決するためのビジネスというふうな話をいただいたが、商工会やっております、仙台市の市長も、仙台市を日本で一番の起業できる街にしようということで、商工会でも支援しております。NPOでスタートして、力をつけて、株式会社に組織変更する組織もたくさんあります。支援して、表彰にのぼっていくような団体は、社会的な信用の指標としての、例えば、様々な資産表やデータを明示できる、社会的な貢献をしていることをきちんとだせる目に見える基準としてあるが、NPOは、どこを判断したらいいんだろうか。といったことを感じました。

○石井山会長

これは難問ですね。一つの方向性としては、認定NPOという形で、従来の組織よりも厳格な透明性をきちんと持って、寄附もたくさん集められるだけの社会的信用性のある社会的法人格へというのが奨励されてきました。そういった誘いもNPOには大事だと思いますが、もっと緩い組織体であったとしても、それを許容していくことも大事であるということで、NPOの価値や特性を見てきた部分もあります。一概にこういう方向性といえないなかで、では、どういった支援をしていくべきなのかといった根本問題を出していただいた気がします。

○高浦委員

さきほど、佐藤委員がコメントされて、庁舎内での取組を、連携を深めていくなかで、研修を進められたとの事務局の話があったが、京都府だと人事交流ということで、京都府のNPOセンターに人事交流ということで、1年間職員を派遣している。ガイドラインとして掲げて制度化している事例も参考になるかと思いました。

○石井山会長

どこまで、実現可能か解りませんが、できるだけたくさん創造的アイディアが出てきて、次期の計画の中で、これは実現できたというものがあれば元気づくかと思います。これからの意見のなかでも、今いただいたような具体的アイ

ディアをたくさんだしていただけるとありがたいです。
今後の進め方については、事務局からお願いいたします。

○進行

石井山会長大変ありがとうございました。

○事務局

第2回目の促進委員会の日程についてお話させていただきます。本来であれば委員の皆様全員がお集まりいただいたところで、議論いただくこととなりますが、会長・副会長を含めまして、参加人数が多い日程で調整をさせていただきます。

○進行

それでは、以上をもちまして、平成27年度民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日は、長時間にわたるご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。